

令和 7 年度 第 1 回防府市文化財審議会 議事要録

開催日時：令和 7 年 12 月 12 日（金） 13：30～15：30

開催場所：防府市役所本館 3 階共用 A 会議室

参加者：

〔委員〕坪郷英彦、田中晋作、國守進、田中浩、中川明子

〔事務局〕防府市文化スポーツ観光交流部

部長 松村 慎吾

部次長 田村 裕之

文化振興課

課長 森江 崇文

課長補佐 重村 順治

専門員 羽鳥 幸一、佐々木 達也、杉原 和恵、

鞆 雅子、太田 有香

会議次第

1 開会挨拶

2 議事

【 報 告 】

- ① 『市庁舎敷地遺跡』（立体駐車場予定地）の発掘調査について（現地視察）
- ② 市指定史跡『鎧物師大師塚』の現状と安全について（現地視察）
- ③ 市指定有形民俗文化財『末田の窯業生産工房及び登り窯』の修理・運営について
- ④ 市指定有形文化財『宇佐八幡宮本殿・拝殿』の応急修理について

3 その他

《部長挨拶》

《会議公開の了承》

事務局：本日は委員 2 名から欠席の連絡をいただいている。また、委員 1 名から退任の申し出をいただきしており、後任の委員については調整中である。したがって、過半数である 7 名中 5 名の委員の出席をもって本審議会は開催となることを報告する。続いて本審議会の会長・副会長の選出を行う。防府市文化財保護条例第 43 条第 4 項の規定に会長・副会長は委員の互選によるあるが、どうか。なければ、前回に引き続き会長を坪郷委員に、副会長を田中晋作委員にお願いしたいが、どうか。

《異議なし》

事務局：異議なしということで会長を坪郷委員に、副会長を田中晋作委員にお願いする。

では、議事①・②については概略を説明した後、現地視察を行い、ご意見等をいただきたい。現地視察後、再びこの会議に戻り、議事③・④を進めていきたい。会議の進行については会長に行っていただきたい。

会長：では、会議次第にしたがって進めていきたい。委員の皆様には活発な意見等を出してほしい。

① 『市庁舎敷地遺跡』（立体駐車場予定地）の発掘調査について

事務局：防府市役所敷地全体が市庁舎敷地遺跡に該当し、現在解体している1号館建築の際に発見された。新庁舎建設に伴う発掘調査を行ったところ、平安時代末～鎌倉時代の建物群を検出した。そのさらに下層からは飛鳥時代・古墳時代・弥生時代に遡る流路を確認した。今次調査を行う前に試掘調査を行っており、その際には既存建物がまだあったため、試掘トレーンチは庁舎建物の間を縫うように2か所設定した。東側トレーンチで柱穴列を確認し、西側トレーンチでは遺構が検出されなかつたため、立体駐車場の東側半分を調査対象地とした。元々ここには消防署が建っており、基礎構造として部分的に3.2mの木杭が打たれていた。解体に際して、この木杭を撤去するにあたり広範囲を掘削しており、遺構も併せて消失した可能性がある。一部で遺構を確認したが、出土遺物が少なく、時期の特定には至らなかつた。検出した溝の多くは近世以降の耕作溝と考える。また、柱穴の分布から本館棟で検出した重要施設とみる大型建物を有する敷地がこれ以上西側へ広がらない想定が得られた。検出した溝が区画溝の可能性があるが、出土遺物が乏しく残存状態も良くないため特定には至っていない。調査区の北側は地形が上がっており、一部掘削した際に中世遺構面の下層である河川堆積層が確認できたため、古い時期には河川の縁であった可能性がある。その後、土地が安定した平安時代末頃から建物が建てられ始めたと考える。

会長：何か意見等あるか。

副会長：断片的に調査が進んでいるが、前回までの調査を含めた全体の西側の部分が把握できるようになったのか。これから警察署建設に伴う調査もあるだろうから、そういった機会を利用し情報を集めて遺跡の全容、旧地形の把握・復元に努めてほしい。現地調査では、どのようなイメージで地形を考えればよいか。西側は河川があり、東に向かい上がっていくと思うが、南北の関係はどうか。

事務局：南側は山裾の流路があるため下がっていき、北側は上がっていくと想定している。

副会長：東側はどうか。

事務局：上がっていると想定するが、敷地の大半に石炭殻が1m前後厚で埋められており、旧地形の痕跡がみられないため、確証がない。

委員A：記録の方法について伺いたい。平面図での記録保存を行っていると思うが、地形の

復元については 3D デジタルマッピング等を使用した方が良いと思う。そういう観点はあるか。

事務局：今回の調査では、写真測量にて記録保存をしており、その過程で 3D データが作成されるため、データ提供を依頼したいと思う。

会長：資料②の本館棟部分の調査地で格子状に表現されているのは、何か。

事務局：掘立柱建物で、今回の調査地ではない。

① 『市庁舎敷地遺跡』（立体駐車場予定地）の発掘調査について（現地視察）

事務局：断面から見てとれるように石炭殻層とその下層の暗灰色層が北側に向かって上がり、遺構検出面の標高が上がっていく。南側の検出標高のまま重機掘削したため、本来の検出面を掘削して下層の砂層がでてしまっている。実際は灰黄褐色系のシルト層上面で平安時代末～鎌倉時代の遺構検出ができる。現在の砂層検出標高から約 0.3～0.4m 下は、新庁舎建設地で確認した飛鳥時代に遡る流路の検出標高、1m 下は弥生・古墳時代の土器片を含む河川跡の検出標高と想定する。工事の影響を受けるのは現在の検出面までである。

西側では柱穴を確認しているが、検出面の土色と同系色の埋土のため見分けが難しい。一段下げなども行い、判断した。この検出した柱穴が新庁舎建設地で検出した建物と同年代とみており、試掘にて遺構が確認されなかったことから今次調査地から西側には建物群は広がらないと考える。このため、今次調査地が建物群の西端とみている。

副会長：消防署の基礎撤去の伴う搅乱は深いのか。現在の層位的確認において、また、下層の状況について、検出面は古墳時代、古代、中世同一か、それとも異なるのか、できれば搅乱を利用して堆積層等の確認はできないか。旧地形を復元し、その地形においてどのような土地利用をしていたのかを求めていく必要がある。

事務局：搅乱は層が薄いところもあり、埋め戻しの際に重機を使用して搅乱を撤去し、確認を行う。

副会長：警察署の調査は県の文化振興課が行うのであれば、今回の調査結果の共有と次回行う県の調査の情報共有を密に行う必要がある。

委員 A：地下遺構が壊されずに保存できるのはいいことである。

副会長：調査にはどのくらいの期間がかかったのか。

事務局：重機掘削含めて一月半かかった。今次調査はこれで終了である。

副会長：今後の庁舎建設にて調査が行われる可能性はあるのか。

事務局：今後建設予定の建物は遺構検出面にまで掘削が及ばないため発掘調査を行う必要がない。

委員 A：北側の堆積は佐波川の堆積作用によるものか。

事務局：肯定。

② 市指定史跡『鎌物師大師塚』の現状と安全について

事務局：鎌物師大師塚古墳は昭和44年3月に市指定史跡となつたが、現在所有者不明という状態で、令和3年頃から樹木の伐採等を自治会や防府市が行つようになつた。令和5年の梅雨時期に西側駐車場側墳丘側面の石が崩れる事態が発生し、令和7年3月に自治会から石室の傾きが大きくなつてゐるとの連絡を受けた。現地確認したところ石室内で落石を確認したため、現在立入禁止としている。発掘調査のような古墳調査は周辺環境の観点から困難のため、石室内の写真測量などを行い、崩落防止の応急処置を予定している。

会長：何か質疑はあるか。

副会長：現地は写真にある通りバリケード封鎖しているだけか。これだけでは石室内に立ち入るひとがいるのではないか。有名なので遠くから見に来る人もいる。何か起こる前に対策した方が良いと思う。

② 市指定史跡『鎌物師大師塚』の現状と安全について（現地視察）

事務局：崩落部分は羨道部西側で、落石も確認している状況である。指定当初から羨道部の石の傾きはあり、現在に至るまで石室の詳細な写真記録など残していないため、どれほど傾いたのか比較が困難である。

副会長：確かにらみをもつてゐる。後ろから押し出されたのだろう。

事務局：本来であれば、どのような構造なのか調査し、修理に向かわなければならぬが、現在大掛かりな調査ができる状況ではないため、これ以上進行しないよう応急処置を行う。

副会長：西側は確実に修理しなければならないだろう。

事務局：応急処置の方法としては、ジャカゴの設置である。重さに対し有効であり、今年度予算内に収まると考える。

委員B：どのように設置するのか。

事務局：カゴを先に設置し、その面に合わせて中に石を詰めていき、固めていく。設置は斜めになっている石の部分である。

副会長：人の立ち入りが懸念されるので、設置することで侵入が防げるのではないか。

委員B：傾いている石の傾斜は変わらないのか。

副会長：指定当初からこの石は傾いていたようだ。角度が変化したまではわからない。

委員A：写真にある40年前の状況とあまり差異が無いように見えるが、毎日見ているひとたちが傾いているといふのであれば、そうなのだろう。

副会長：ひとが立ち入れる古墳の石室が少なくなつてゐる分、管理者はひとが立ち入つてた場合に起きた事故について懸念されるが、考古学に興味のあるひとはどうしても立ち入ってしまう。できれば今後ともひとが立ち入れるように保存整備されて

ほしい。

委員 B：古墳が築かれた当初は現在傾いている石も垂直であったと思う。

副会長：もともと傾いていた石がさらに傾き上が押し出され、天井石との間が空いてきているようにもみえる。

事務局：応急処置施工の前に点群データを測量し、3Dに落とし込もうと考えている。

委員 A：過去の写真データが別角度で 2 面以上あれば図面をおこせるソフトがあったと思う。コンサルタントが持っているか詳しいと思うので、聞いてみてはどうか。このソフトがあれば、同年に撮影した写真データから図面をおこし、年ごとに比較することで現在どれだけ傾いたのか数値でみることができるように思う。

事務局：地元の人も巻き込んで古い写真を募っていくのも良いかもしれない。

③ 市指定有形民俗文化財『末田の窯業生産工房及び登り窯』の修理・運営について

事務局：今年度の取り組みとした、赤で囲んだ焚口・粘土破碎機・電気釜・蛸壺外型の修理が完了した。焚口は口がふたつあり、下の段は通気口、上の段は薪を入れる部分である。この間に粘土で作られた仕切りがあるが、これが破損していた。修理には 8 割方新材を使用した。また、修理できる技術者探しに時間がかかった。粘土破碎機はウケバの部分が長期使用により摩耗し完全に破損していた。修理は、鋳型をつくり、鋳直した新しいものと交換した。その過程でウケバの観察調査を行い、そこから得られた金属比率で鋳造を行った。作製には鋳物師町の松村氏に協力いただいた。電気釜は工房の中に設置されているもので、温度計が機能していなかったため、これを修理した。蛸壺外型修理は田中窯業の田中氏に協力いただき、石こうを補充し整形した。

会長：この窯業生産工房及び登り窯は古い焼き物の工房と窯で、その修理を防府市内で行えることを実感した。また、現在登り窯は粘土が枯渇し、蛸壺が焼けない状況である。探したところ石州の粘土が安定供給されており、そうしようかと考えている。大きな窯は窯全体を蛸壺などで埋めて焚かないとうまく焼けないが、再び窯焼を行う直前までこぎつけることができた。

④ 市指定有形文化財『宇佐八幡宮本殿・拝殿』の応急修理について

事務局：令和 7 年 5 月 23 日、雨の後に宇佐八幡宮の宮司から市指定文化財宇佐八幡宮拝殿の南東隅の下棟端部に葺かれていた茅材が落下したとの連絡があった。幅 40 cm、奥行 60 cm、厚さ 30 cm とあるが、一輪車一杯分ほどの茅材が落下したのを現場にて確認した。雨の影響が大きいと考えるが、現場では茅葺屋根全体がほぼ腐朽した状態であることも確認しており、そこに雨が加わり崩落したものとみる。茅材の下の木材にも影響が予想され、応急措置が必要であったため、所有者同意のもと同時期に宇佐八幡宮近辺で茅葺屋根の修理作業を行っていた茅葺職人に依頼した。

宇佐八幡宮本殿・拝殿の指定は平成 15 年で、それまでは茅葺屋根がトタンに覆わっていた。指定を契機にトタンを外し茅葺屋根全面の改修をした後、20 年以上経過しているため茅葺全体の総替え時期に至っているとみる。

会 長：何か質疑はあるか。

委員 B：茅の保存状況は？

事務局：替えの茅の保存はない。一度平成 30 年に差し茅で修理しようと思った際、集めるのに 1 年かけた。

委員 A：茅葺の場合、30 年経つと総替えの時期になる。20 年経過しているなら 30 年目を目指し、茅材の確保を計画すべきである。阿蘇に茅場を持っている業者にはいってもらった方が良い。5 年ほど前、周南市が差し茅を行った際は、元請けは萩の協和建設工業で、阿蘇に茅場をもつ業者に入つてもらい、2~3 ヶ月で施工していた。総替えの場合、工期はさらに伸びるため最善の計画を立てるべきである。

事務局：総替えについては、一度にはできないと思う。

委員 A：差し茅では、もう対応できないだろう。下で火を扱っているのであれば、煤によるコーティングで茅の防水機能をあげることができるが、そうでないなら 30 年もまたないと思う。できるタイミングで早々に着手したほうが良い。

事務局：建築年代が古い建物なので、下の構造材の状態も懸念される。

会 長：徳地の方で休耕田に生えた茅材を収穫し、ストックしていく活動を始める。伝統的に続け、どこかの廃校等に集積し、30 年に 1 度の総替え等に役立てる。

委員 A：県内に茅葺屋根のネットワーク等の構築をしてはどうか。